令和5年度久慈中学校部活動に係る活動方針

本校では、部活動に係る活動方針を、「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」(スポーツ庁)、「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」(文化庁)、「岩手県における部活動の在り方に関する方針」(県教委)及び「久慈市立中学校の部活動運営方針」(市教委 令和3年7月改定)に則り、以下のとおりとする。

1 部活動の基本的な考え

- (1) 部活動は、学校教育の一環として実施する教育活動であり、生徒にとって豊かな学校生活を経験する有意義な活動であるとともに、スポーツや文化、科学等に親しませ、体力の向上や健康の増進にも極めて効果的な活動であることから、学校教育目標に基づき、今後も計画的に実施する。
- (2) 全職員の共通理解のもと、生徒のバランスのとれた生活と成長に配慮するとともに、部顧問の指導に係る業務の適正化が図られるよう、学校としての組織力を高めながら学校全体の教育活動として、適切な部活動の運営を図っていく。
- (3) 部活動は、生徒の自主的・自発的な参加により行われるものであり、参加を義務付けたり、活動 を強制したりしないよう留意することを踏まえ、学校が生徒や保護者に対して部活動の持つ意義 等を説明し、適切な部活動体制を推進していく。

2 本校の活動方針

- (1) 適切な運営のための体制整備
 - ① 活動方針及び活動計画等の策定・公表
 - ア 校長は、毎年度「部活動に係る活動方針」を策定し公表する。
 - イ 部活動顧問は、年間の活動計画(活動日、休養日、大会参加予定等)並びに毎月の活動計画及 び活動実績を作成し、校長に提出するとともに、当該部の生徒・保護者への情報提供を行う。

② 指導・運営に係る体制の構築

- ア 校長は、生徒の安全確保、指導内容の充実、顧問の業務の適正化等を図る観点から、円滑に部 活動が運営できるよう、部活動数の調整や顧問の配置等を適正に進める。
- イ 部活動外部指導者(部活動指導員を含む)は、校長の総括管理のもと、部顧問と連携・協力し ながら技術的指導及び補助を行う。
- ウ 校長は、部活動に係る活動方針について、教職員、外部指導者(部活動指導員を含む)、保護 者等が共通理解を図る機会(部活動連絡会等)を年1回以上設定する。
- エ 校長は、生徒の健全な育成と教育環境の充実の観点から、地域や保護者との連携に努める。

(2) 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取り組み

① 適切な指導の実施

- ア 校長及び顧問は生徒の心身の健康管理、事故防止及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。
- イ 顧問は、科学的な見地に基づき、計画的に休養日を設定することが必要であること、また、過 度の練習は、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解したうえで合理

的かつ効率的・効果的な練習となるよう指導にあたる。

② 熱中症事故等の防止

校長及び顧問は、暑さ指数(WBGT)等により環境温度の測定を行い、環境省の「運動に関する指針」を参考にするなど、熱中症事故等を防止するための対応を徹底する。

(3) 適切な休養日等の設定

部活動における休養日及び活動時間については、下記を基準とし、できるだけ短時間で合理的かつ 効率的・効果的な活動を行う。

◇久慈市立久慈中学校 部活動休養日及び活動時間の基準

- 1 週当たり2日(原則として土・日のどちらかと月曜日)以上の休養日を設ける。
- 2 1日の活動時間は、長くても平日は2時間程度、休業日(土・日・祝日・振替休業日及び長期 休業中)は3時間程度とする。ただし、大会及び練習試合等は除く。
- 3 学校閉庁日は休養日とする。

(附則)

- ※1 部活動を補完する活動(父母会練習・スポーツ少年団活動)が行われる場合は、部活動時間と 合わせて、活動日と活動時間の基準を超えない活動とする。
- ※2 長期休業中の活動は、この基準に準じた扱いとする。
- ※3 生徒が部活動以外の多様な活動ができるよう、部活動毎にある程度の長期の休養期間(オフシーズン)を設ける。
- ※4 部活動休養日に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の曜日に振り替える。
- ※5 学校休業日に大会や練習試合への参加等で、基準とする活動時間を上回った場合は、他の 活動日の活動時間をもって調整する。
- ※6 活動時間には、移動時間や準備、片付け等の時間は含まない。
- ※7 気象状況により活動予定日を休養日とした場合、他の日で活動日を調整することができる。
- ※8 部活動毎に活動の実態を考慮し、月間・年間単位での活動頻度を調整しながら、活動時間 の目安や参加する大会の数の上限の目安の設定に努める。
- ※9 全校トレーニング、自主トレーニングはこの基準に該当しないものとする。
- ※10 定期試験前の一定期間は、部活動休養日とする。
- ※11 部毎のミーティングや集会については休養日と同等の扱いとする。
- ※12 優秀な成績により県強化指定を受けた個人及び団体の強化練習への参加については、生徒 への負担が過重とならないよう協議し、休養日の調整を行う。

(4) 生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術に親しむ環境の整備

① 生徒のニーズを踏まえた部の設置

校長は、生徒の多様なニーズを踏まえ、特設部の活用(中体連個人競技出場希望者、駅伝部

等)や部員数の減少により本校単独で活動が困難な場合には合同チームでの出場等の取り組みを推進していく。

② 地域との連携

校長は、学校や地域の実態に応じて、地域のスポーツ・文化団体やスポーツ少年団との連携を図り、保護者の理解と協力による学校と地域がともに生徒を育成するという観点に立った、地域におけるスポーツ・文化環境の整備を推進する。

(5) 参加する大会・コンクール等の見直し

- ① 校長は、参加する大会・コンクール等を精査する等、生徒の教育上の意義や生徒及び部顧問の負担が過度とならないよう活動状況を踏まえて対応する。
- ② 運動部の中総体や新人大会、その他協会主催の大会等への参加は、1か月当たり1大会を目安とし、年間では多くとも12大会までとする。
- ③ 文化部のコンクール等への参加についても同様の目安とする。

3 その他

本部活動方針については、国や県、市などの動向に留意し、生徒や職員、保護者や地域などの意見を大切にしながら、必要に応じて見直しを図る。

運動に関する指針(環境省熱中症予防情報サイトより)

気温	暑さ指数	注意事項	
(参考)	(WBGT)		
35℃以上	31℃以上	運動は原則中止	特別の場合以外は運動を中止する。
			特に子どもの場合は中止すべき。
31∼35°C	28∼31℃		熱中症の危険性が高いので、激しい運動や持久走な
		厳重警戒	ど体温が上昇しやすい運動は避ける。
		(激しい運動は中止)	10~20 分おきに休憩をとり水分・塩分補給を行う。
			暑さに弱い人は運動を軽減または中止。
28∼31°C	25∼28°C	警戒 (積極的に休憩)	熱中症の危険が増すので、積極的に休憩をとり適
			宜、水分・塩分を補給する。
			激しい運動では、30分おきくらいに休憩をとる。
24~28°C	21~25℃	注意 (積極的に水分補給)	熱中症による死亡事故が発生する可能性がある。
			熱中症の兆候に注意するとともに、運動の合間に積
			極的に水分・塩分を補給する。
24℃未満	21℃未満	ほぼ安全	通常は熱中症の危険は小さいが、適宜水分・塩分の
			補給は必要である。
			市民マラソンなどではこの条件でも熱中症が発生
			するので注意。